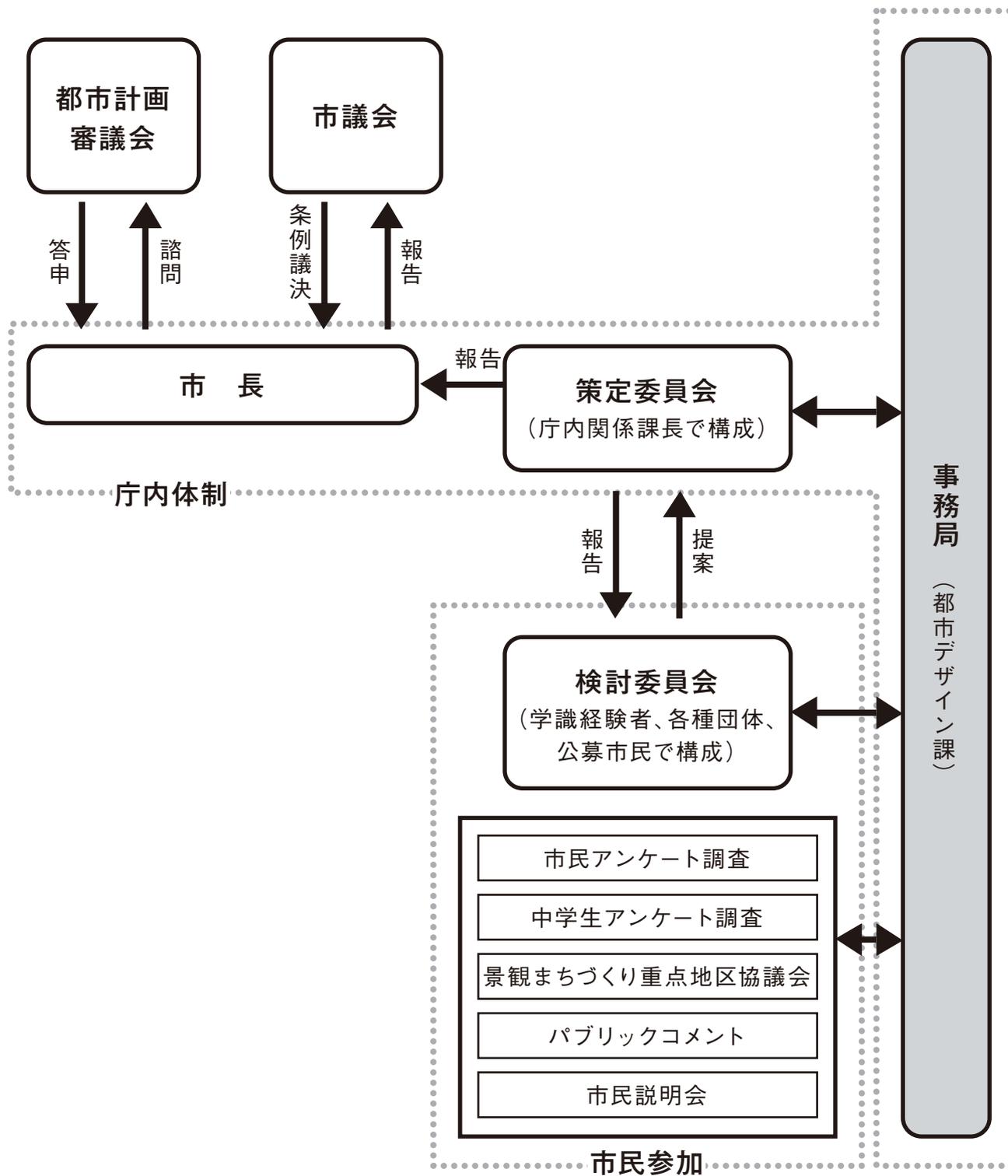


## 參考資料

### 策定体制



### 焼津市景観計画検討委員会委員

(敬称略)

職務	委員区分		氏名	備考
委員長	学識経験者		寒竹 伸一	公立大学法人静岡文化芸術大学
副委員長			川口 良子	合同会社デザイン・アープ
委員	各種団体	建築	斎藤 兼司	一般社団法人志太建築士会
			福田 洋子	一般社団法人志太建築士会(女性部会)
		観光・商工業	石田 律子	焼津商工会議所(女性会)
			村田 大樹	大井川商工会
	緑化	村田 昌弘	焼津環境緑化事業協同組合	
	歴史文化	近藤 道子	焼津市文化財保護審査会	
	市民		鈴木 敏子	公募委員
			寺岡 孝行	公募委員

### 焼津市景観計画策定委員会委員

<平成28年度>

職務	所属等
委員長	都市基盤部長
副委員長	都市計画課長
委員	資産経営課長
	政策企画課長
	危機政策課長
	漁港環境課長
	産業政策課長
	観光振興課長
	農政課長
	道路課長
	河川課長
	建築指導課長
	住宅営繕課長
	大井川港管理事務所長
	環境生活課長
文化財課長	

<平成29年度>

職務	所属等
委員長	都市政策部長
副委員長	都市デザイン課長
委員	資産経営課長
	新庁舎建設課長
	政策企画課長
	危機政策課長
	漁港環境課長
	商業・産業政策課長
	観光振興課長
	農政課長
	土木管理課長
	道路課長
	河川課長
	大井川港管理事務所長
	建築指導課長
	住宅営繕課長
	公園・地籍課長
環境生活課長	
下水道課長	
文化財課長	

### 焼津市景観計画策定の流れ

期日	会議名等	テーマ・内容等
平成28年		
7月29日～ 8月12日	「焼津市景観計画」に関するアンケート調査(市民対象)	対 象:市民3,000人 回収率:29.7%
9月	「焼津市景観計画」に関するアンケート調査(中学生対象)	対 象:市内の中学1年生全員(1,254人) 回収率:95.1%
10月5日	第1回策定委員会	景観計画策定趣旨、現況課題等について
11月1日	第1回検討委員会	景観計画策定趣旨、現況課題等について
12月20日	第2回策定委員会	景観まちづくりの方針について
平成29年		
1月24日	第2回検討委員会	景観まちづくりの方針について
3月23日	第3回検討委員会	景観まちづくりの方針(修正案)について
5月24日	第3回策定委員会	行為の制限、景観重要公共施設等について
5月26日	第75回都市計画審議会	景観計画策定状況の中間報告
7月6日	第4回検討委員会	行為の制限、景観重要公共施設等について
8月9日	第4回策定委員会	景観まちづくりのプロジェクト等について
8月31日	第5回検討委員会	景観まちづくりのプロジェクト等について
12月20日	第5回策定委員会	景観計画(素案)、景観まちづくり条例(骨子案)について
平成30年		
1月23日	第6回検討委員会	景観計画(素案)、景観まちづくり条例(骨子案)について
2月9日	焼津市議会(報告)	景観計画(素案)、景観まちづくり条例(骨子案)について
2月21日～ 3月22日	パブリックコメント	対象:焼津市景観計画(素案)、 焼津市景観まちづくり条例(骨子案) 意見:0件(意見なし)
4月27日	第76回都市計画審議会	景観計画の策定について
5月9日	例規審査委員会	景観まちづくり条例について
6月29日	焼津市議会(議決)	景観まちづくり条例の議決
7月3日	景観計画の策定、 景観まちづくり条例の告示・公布	

## 用語解説(本文中に※マークの付いた用語の解説)

用語	解説
<b>あ行</b>	
アイストップ	街角や見通しの良い通り景観の正面にあり、人の視線を引きつけたり、印象に残ったりする山や建築物、樹木などの対象物のこと。
アダプト制度	行政が、特定の公共財(道路、公園、河川など)について、市民や民間業者と定期的に美化活動などの実施を契約する制度のこと。
アダプトロードプログラム	市民グループや企業等が行う、道路の一定区間の清掃や緑化活動などの継続的な活動に自治体が支援を行う取組。
魚河岸シャツ	漁師や漁業関係者が愛用する手ぬぐい生地を基に、シャツ型に作ったもの。
SNS	ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略で、人と人とのつながりを支援するインターネット上のサービスのこと。代表的なものにTwitter、Facebook、Instagramなどがある。
屋外広告物	常時または一定の期間継続して屋外で公衆に表示される、看板・立看板・はり紙・広告塔・広告板などのこと。また、表示内容が営利目的でないもの(例えば、行事や催事等の案内)も屋外広告物に含まれる。
<b>か行</b>	
廻船業	船を使って、港から港へ旅客や貨物を運んで回る業種のこと。
ガイドライン	国や自治体などが、取り組むことが望ましいとされる指針や基準となる目安などを示したもの。
形態意匠	建築物や工作物の形やデザインのこと。
公益法人	社会公共の利益をはかることを目的とし、営利を目的としない法人のこと。社団法人と財団法人がある。
小路	狭く細い通り道のこと。
<b>さ行</b>	
サーチライト	「探照灯」ともいう照明器具の一種で、特定の方向にほぼ平行に強力な光線を投射する反射体を有する装置、またはその光。
彩度	色の鮮やかさのことで、明度※、色相※とともに色を表す。彩度が高いほど、鮮やかな色彩になる。
散居村	広い平野に屋敷林※に囲まれた住居が散在する、村落の形態。
色相	色相 色合い、色味のこと。
視点場	ある対象を眺める場所、位置のこと。
社寺林	神社に付随して参道や拝所を囲むように設定・維持されている森林。
修景	自然の美しさを損なわないように風景を整備すること。または、建築物・工作物等の形態意匠※等を周囲のまち並みに調和させることやストリート・ファニチャー※の配置など、都市計画的な景観整備一般を指す。

用語	解説
<b>さ行</b>	
重要伝統的建造物群保存地区	昭和50年の文化財保護法の改正によって発足した制度で、市町村が条例などにより決定した「伝統的建造物群保存地区」のうち、文化財保護法第144条に基づき、特に価値が高いものとして国が選定したもの。
集落	人間の居住の本拠である家の集団の総称。しかし単なる建造物としての家屋の集団ではなく、生産の場も含む地表での人間生活の本拠。
ストリート・ファニチャー	街路備品。街灯・ベンチ・電話ボックスなど家具的なものを指す。
スプロール	都市の郊外に無秩序・無計画に宅地が伸び広がっていくこと。
競り	1人の売手に対し2人以上の買手が相互に値段を競い合い、最も高値を付けた買手に売ることを「せり売り」といい、魚市場での鮮魚品の標準的な売買仕法。
<b>た行</b>	
ダクト	エアコンや換気扇などにつながる筒状のもので、空気の流れ道となるもの。
道路構造物	橋梁やトンネル、舗装、付属施設など、道路に関する構造物のこと。
ドック	船舶の荷役や建造、修繕のために設けられた施設。
<b>な行</b>	
ならい	東日本の海沿いの地方で使われた語で、本来は冬の寒い時期に吹く風のことをいう。風向きは、その地方によって異なり、焼津では北東(東)の風を指す。
生業	なりわい。生活を営むための仕事。
野立て看板	道路の沿道や鉄道の沿線などに設けて、通行人や乗客に店舗や企業などをPR、案内、誘導したりするための看板。
法面	切土(高い地盤や斜面を切り取って低くし平坦にすること)や盛土(地面に土をつけ足して平坦にすること)により作られる人工的な斜面のこと。
<b>は行</b>	
美観	美しい眺めや美しい景観のこと。
風土	地域によって異なる特色をもった環境としての自然のこと。単に気候のみでなく、地形や水、土壌、植生などのほか、歴史的建造物など多くの要素を含む。
舟形屋敷	近世、大井川の洪水をおそれた人々が考えた「船の舳先形の屋敷」のこと。周囲に土手を築き、水を防ぐ工夫がしてある。
伏流水	河川敷や旧河道の下層にある砂礫層、あるいは化石谷内の砂礫層中を流れている地下水(土壌水)で、地表の河川との水理的な関係が強いもの。
<b>ま行</b>	
港まち	江戸時代、漁業の他に、荷船で物資輸送を行う廻船業*などでも栄えたまち。
明度	色の明るさのことで、最も明るい色は白、最も暗い色は黒となる。

用語	解説
<b>ま行</b>	
モジュール	装置やシステムを構成する区別可能な機能性をもつデバイスで、ユニットとして取り替え使用できるもの。
<b>や行</b>	
屋敷林	屋敷の周りに、防風や洪水対策、用材の活用等を目的に植えられた林のこと。
湧水	地中から水が自然にわき出ること。また、その水。わきみず。 なお、大井川地域の湧水のように井戸を掘削出して自然に湧き出してくる自噴井戸は、厳密に湧水と区別されるが、本景観計画の中では「湧水」と称し、位置付ける。
擁壁	がけ地の土砂や盛り土の側面等が崩れるのを防ぐために築かれる壁状の構造物のこと。
養鰻池	ウナギを養殖する池。
<b>ら行</b>	
欄干	橋または建物の外縁などに縦横に材をわたして、人の墜落を防ぐ手すり、装飾を兼ねるものもある。高欄(こうらん)と同じ。
ランドマーク	その地域の目印、シンボルとなるような建築物・工作物、山などのことで、その街の顔であり、住民に親しまれ、また、来訪者の印象にも残るもの。
リバーフレンドシップ制度	自治体が、河川愛護活動をしている住民や団体に対し、清掃活動等に必要な物品等の支援を行う取組。
漁師町文化	漁師が多く住んでいた、古いまち並みを懐古的に表現したもの。
<b>わ行</b>	
ワークショップ形式	計画などを策定する際に、関係者が集まって自由に意見を述べたり、話し合いを行ったりするなかで、案を作ったり、合意形成を図っていく会議形式の一つ。

## 焼津市景観まちづくり条例

焼津市条例第23号・平成30年7月3日公布

焼津市景観まちづくり条例

目次

- 第1章 総則(第1条—第5条)
  - 第2章 景観計画の策定等(第6条—第9条)
  - 第3章 景観計画区域内における行為の制限(第10条—第18条)
  - 第4章 景観重要建造物及び景観重要樹木(第19条・第20条)
  - 第5章 景観重要公共施設(第21条・第22条)
  - 第6章 景観地区・景観協定(第23条・第24条)
  - 第7章 市民等の景観まちづくりに関する活動の促進(第25条—第29条)
  - 第8章 焼津市景観審議会(第30条—第32条)
  - 第9章 雑則(第33条)
- 附則

### 第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、本市の良好な景観の形成に関する基本的かつ必要な事項及び景観法(平成16年法律第110号。以下「法」という。)の施行に関し必要な事項を定めることにより、本市の特徴的な景観を市、市民及び事業者がともに守り、育て、生かし、もって地域への誇り及び愛着の醸成、生活環境の向上、まちの魅力及び活力の創出等に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。

2 前項に定めるもののほか、この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 景観まちづくり 市、市民及び事業者が協働により良好な景観を保全し、継承し、活用し、及び創出することをいう。
- (2) 市民 市内に居住する者及び市内の土地、建築物又は工作物に関する権利を有する者をいう。
- (3) 事業者 市内において事業を行うものをいう。

(市の責務)

第3条 市は、良好な景観の形成を図るため、総合的な施策を策定し、これを計画的に実施するものとする。

2 市は、前項の施策の策定及び実施に当たっては、市民及び事業者(以下「市民等」という。)の意見が十分に反映されるよう努めるものとする。

3 市は、良好な景観の形成に関する市民等の知識の普及及び意識の高揚を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

4 市は、公共施設の整備に当たっては、良好な景観の形成に関する先導的な役割を果たすよう努めるものとする。

(市民の責務)

第4条 市民は、自らが景観を形成する主体であることを認識し、互いに協力して積極的に良好な景観の形成に寄与するよう努めるものとする。

2 市民は、市が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、自らが行う事業活動が良好な景観の形成に深い関わりを持つことを認識し、その事業活動に関し、地域の個性に十分配慮し、積極的に良好な景観の形成に努めるものとする。

2 事業者は、市が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力するよう努めるものとする。

### 第2章 景観計画の策定等

(景観計画の策定及び変更)

第6条 市長は、景観まちづくりを総合的かつ計画的に進めるため、その基本となるべき計画として法第8条第1項の景観計画(以下「景観計画」という。)を定めるものとする。

2 景観計画を定めるときは、法第8条第2項各号に掲げる事項のほか景観の形成に関し必要な事項を定めるものとする。

3 市長は、景観計画を変更しようとするときは、あらかじめ第30条の審議会の意見を聴かなければならない。

(焼津らしい景観地における良好な景観の形成の推進)

第7条 市長は、焼津市の景観特性を有し、今後良好な景観を形成すべき場所を焼津らしい景観地として定めることができる。

2 市長は、前項の規定により焼津らしい景観地を定めたときは、その保全、活用又は創出に努めるものとする。

(景観まちづくり重点地区における良好な景観の形成の推進)

第8条 市長は、景観計画において、景観計画の区域(以下「景観計画区域」という。)内に所在する重点的に良好な景観の形成を推進する必要があると認める地区を景観まちづくり重点地区(以下「重点地区」という。)として定めることができる。

2 市長は、前項の規定により重点地区を定めたときは、当該重点地区における法第8条第2項に関する事項について、重点地区ごとに定めることができる。

3 市長は、第1項の規定により重点地区を定めたときは、当該重点地区における良好な景観の形成を図るために必要な施策を実施するものとする。

(計画提案に対する判断に係る手続)

第9条 市長は、法第12条の規定による判断をしようとする場合において、必要があると認めるときは、あらかじめ第30条の審議会の意見を聴くことができる。

### 第3章 景観計画区域内における行為の制限

(届出を要する行為)

第10条 景観計画区域内における法第16条第1項第4号の条例で定める行為は、次に掲げるものとする。

- (1) 土地の開墾、土石の採取、鉋物の掘採その他の土地の区画形質の変更のうち規則で定めるもの
- (2) 木竹の伐採のうち規則で定めるもの
- (3) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積のうち規則で定めるもの
- (4) 夜間において公衆の観覧に供するため、一定の期間継続して建築物その他の工作物又は物件の外観について行う照明のうち規則で定めるもの

(届出を要しない行為)

第11条 法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、次に掲げるものとする。

- (1) 法第16条第1項第1号に規定する行為のうち規則で定めるもの
- (2) 法第16条第1項第2号に規定する行為のうち規則で定めるもの
- (3) 法第16条第1項第3号に規定する行為のうち規則で定めるもの
- (4) 前3号に掲げるもののほか、第30条の審議会の意見を聴いた上で、市長が景観の形成に支障を及ぼすおそれがないと認める行為

(特定届出対象行為)

第12条 法第17条第1項の条例で定める行為は、法第16条第1項第1号又は第2号に規定する行為とする。

(事前協議)

第13条 景観計画区域内において、法第16条第1項又は第2項の規定による届出を要する行為を行おうとする者は、あらかじめ規則で定めるところにより、市長に事前協議(以下この条において「協議」という。)の申出をすることができる。

2 市長は、前項の規定による協議の申出があったときは、当該協議に応じなければならない。

3 協議の申出をした後において、市長から当該協議に必要な書類の提出を求められたときは、当該協議の申出をした者は、その求めに応ずるものとする。

4 市長は、協議の申出を受けた場合において、当該協議の申出に係る行為が景観計画に定める事項に適合しないと認めるときは、規則で定めるところにより、当該協議の申出をした者に対し、必要な措置を講ずるよう指導することができる。

(景観計画への適合)

第14条 景観計画区域内において、法第16条第1項各号に掲げる行為をしようとする者は、当該行為が景観計画に適合するよう努めなければならない。

(完了届)

第15条 法第16条第1項又は第2項の規定による届出をした者は、当該届出に係る行為を完了したときは、規則で定めるところにより速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(助言及び指導)

第16条 市長は、法第16条第1項又は第2項の規定による届出があった場合において、届出に係る行為が景観計画に適合しないと認めるときは、届出をした者に対し、良好な景観の形成を図るため、必要な措置を講ずるよう助言し、又は指導することができる。

(勧告及び命令に関する手続)

第17条 市長は、法第16条第3項の規定による勧告又は法第17条第1項若しくは第5項の規定による命令をしようとする場合は、あらかじめ第30条の審議会の意見を聴かなければならない。

(勧告に従わない旨の公表)

第18条 市長は、法第16条第3項の規定による勧告を受けた者が正当な理由なくその勧告に従わないときは、規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。

2 市長は、前項の規定により公表をしようとする場合は、当該勧告を受けた者にあらかじめ規則で定めるところによりその旨を通知するとともに、意見を述べる機会を与えるものとする。

#### 第4章 景観重要建造物及び景観重要樹木

(景観重要建造物及び景観重要樹木の指定等の手続)

第19条 市長は、法第19条第1項の規定による景観重要建造物又は法第28条第1項の規定による景観重要樹木(以下「景観重要建造物等」という。)の指定をしようとするときは、あらかじめ第30条の審議会の意見を聴かなければならない。

2 市長は、景観重要建造物等の指定をしたときは、その旨及び規則で定める事項を告示するものとする。

(指定の解除等の手続)

第20条 前条の規定は、法第27条又は第35条の規定による景観重要建築物等の指定の解除について準用する。ただし、当該景観重要建造物等が法第19条第3項に規定する建造物若しくは法第28条第3項に規定する樹木に該当するに至ったとき又は指定の理由が消滅したことが明らかであると市長が認めたときは、この限りでない。

#### 第5章 景観重要公共施設

(景観重要公共施設の整備等に関する事前協議)

第21条 法第16条第7項第4号の規定により景観重要公共施設の整備をしようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ市長と当該整備に関する協議をしなければならない。

2 法第16条第7項第5号の規定による景観重要公共施設の占用等の許可を申請しようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ市長と当該占用等に関する協議をしなければならない。

3 市長は、前2項の規定による協議の申出があったときは、当該協議に応じなければならない。

4 協議の申出をした後において、市長から当該協議に必要な書類の提出を求められたときは、当該協議の申出をした者は、その求めに応ずるものとする。

5 市長は、協議の申出を受けた場合において、当該協議の申出に係る行為が景観計画に定める事項に適合しないと認めるときは、当該協議の申出をした者に対し、必要な措置を講ずるよう要請することができる。

(占用等の完了の届出)

第22条 法第16条第7項第5号の規定による景観重要公共施設の占用等の許可を申請した者は、当該申請に係る行為を完了したときは、規則で定めるところにより速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

#### 第6章 景観地区・景観協定

(景観地区の指定の手続)

第23条 市長は、法第61条第1項の規定による景観地区を定めようとするときは、あらかじめ第30条の審議会の意見を聴かなければならない。

(景観協定の認可の手続)

第24条 市長は、法第81条第4項又は第90条第2項の規定により景観協定の認可をしようとするときは、あらかじめ第30条の審議会の意見を聴かなければならない。

2 市長は、法第84条第1項の規定により景観協定の変更の認可をしようとする場合において、必要があると認めるときは、第30条の審議会の意見を聴くことができる。

## 第7章 市民等の景観まちづくりに関する活動の促進

### (景観資産の指定)

第25条 市長は、本市の景観の形成に重要な役割を果たしていると認める建築物、工作物その他の物件(以下「建築物等」という。)、自然、眺望点、歴史文化、人々の活動等を焼津市景観資産(以下「景観資産」という。)として指定することができる。

- 2 市長は、前項の規定により景観資産を指定しようとするときは、あらかじめ第30条の審議会の意見を聴かなければならないものとし、当該指定をしようとするものが建築物等である場合においては、当該建築物等の所有者の同意を得なければならない。
- 3 市長は、第1項の規定により景観資産の指定をしたときは、その旨及び規則で定める事項を告示するものとする。
- 4 前2項の規定は、景観資産の指定の解除について準用する。

### (景観資産の保全及び活用)

第26条 市長は、前条第1項の規定により景観資産の指定をしたときは、積極的にその周知を図るとともに、その保全及び活用に努めるものとする。

### (支援)

第27条 市長は、景観まちづくりを推進するため、必要があると認めるときは、良好な景観の形成に寄与すると認める活動を行う個人及び団体並びに景観重要建造物等の所有者等に対し、その活動又は保存のために必要な技術的な助言その他必要な支援をすることができる。

### (景観まちづくり活動団体の認定等)

第28条 市長は、景観まちづくりに関する活動を行う団体が、規則で定めるところにより申請した場合、その活動内容が良好な景観の形成に資すると認めるときは、当該団体を景観まちづくり活動団体として認定することができる。

- 2 市長は、景観まちづくり活動団体を認定したときは、規則で定めるところにより、これを公表するものとする。
- 3 市長は、第1項の規定により認定した景観まちづくり活動団体に対し、技術的支援等を行うことができる。
- 4 市長は、第1項の規定により認定した景観まちづくり活動団体の活動内容が、良好な景観づくりに資すると認められなくなったときは、規則で定めるところにより、認定を取り消すことができる。
- 5 市長は、景観まちづくり活動団体の認定を取り消したときは、規則で定めるところにより、その旨を当該団体に通知しなければならない。
- 6 第1項の規定による認定を受けた景観まちづくり活動団体は、規則で定めるところにより、当該団体の活動内容等に変更が生じたとき又は認定を辞退しようとするときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。
- 7 市長は、前項の景観まちづくり活動団体の活動内容の変更が、良好な景観の形成に資すると認めるときは、当該変更を承認するものとする。この場合においては、第2項の規定を準用する。
- 8 市長は、景観まちづくり活動団体を認定し、活動内容の変更を承認し、又は認定を取り消そうとする場合において、必要があると認めるときは、第30条の審議会の意見を聴くことができる。

### (表彰)

第29条 市長は、良好な景観の形成に寄与していると認められる建築物等について、その所有者、設計者、施工者等を表彰することができる。

- 2 市長は、良好な景観の形成に関する活動を推進している者その他良好な景観の形成に貢献している者を表彰することができる。
- 3 市長は、前2項の規定による表彰を行おうとする場合において、必要があると認めるときは、あらかじめ次条の審議会の意見を聴くことができる。

## 第8章 焼津市景観審議会

### (焼津市景観審議会)

第30条 この条例に定める事項のほか、市長の諮問に応じ、景観の形成に関する事項を調査審議するため、焼津市景観審議会(以下「審議会」という。)を置く。

- 2 審議会の委員(以下「委員」という。)は、15人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。
  - (1) 学識経験を有する者
  - (2) 各種関係団体の構成員
  - (3) 市民
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた者

3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員を生じたときの補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 審議会は、次に掲げる事項に関し助言及び提言を行う。

- (1) 市の景観まちづくりに関すること。
- (2) まちづくり事業等における景観の形成に関すること。
- (3) 景観計画に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、景観の形成に関すること。

5 前4項に規定するもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(景観整備機構の指定の手続)

第31条 市長は、法第92条第1項の規定により景観整備機構の指定をしようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。

(景観協議会の指定の手続)

第32条 市長は、法第15条第1項の規定により景観協議会の設立をしようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。

## 第9章 雑則

(委任)

第33条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

この条例は、平成31年1月1日から施行する。

## 焼津市景観まちづくり規則

焼津市規則第38号・平成30年7月3日公布

焼津市景観まちづくり規則

(趣旨)

第1条 この規則は、景観法(平成16年法律第110号。以下「法」という。)及び焼津市景観まちづくり条例(平成30年焼津市条例第23号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、法、景観法施行令(平成16年政令第398号)、景観法施行規則(平成16年国土交通省令第100号)及び条例において使用する用語の例による。

(市民等による景観計画の提案)

第3条 法第11条第1項又は第2項の規定による提案は、景観計画提案書(第1号様式)を提出して行うものとする。

(行為の届出)

第4条 法第16条第1項の規定による届出は、景観計画区域内行為届出書(第2号様式)に、別表第1の右欄に掲げる図書及びその他市長が必要と認める書類を添付して市長に提出するものとする。

2 前項の届出は、建築基準法(昭和25年法律第201号)その他法令に基づく手続を行おうとする日(当該手続を要しない行為の場合は、当該行為に着手しようとする日)の30日前までに行わなければならない。

(届出を要する行為)

第5条 条例第10条第1号の規則で定める土地の区画形質の変更は、その面積が1,000平方メートル以上のものとする。

2 条例第10条第2号の規則で定める木竹の伐採は、その面積が1,000平方メートル以上のものとする。

3 条例第10条第3号の規則で定める屋外における物件の堆積は、その面積が1,000平方メートル以上のものとする。

4 条例第10条第4号の規則で定める照明は、届出対象となる建築物、工作物又は敷地内に設置される投光器、サーチライト、スポットライト、レーザーその他これらに類するもののうち、3か月以上継続して使用されるもので、新設、移設、改設及び色彩等の照明方式の変更を行うものとする。

(届出を要しない行為)

第6条 条例第11条第1号の規則で定める行為は、別表第2に掲げる規模の建築物の建築等とする。

2 条例第11条第2号の規則で定める行為は、別表第3の左欄に掲げる種類の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる規模の工作物の建設等とする。

3 条例第11条第3号の規則で定める行為は、その面積が1,000平方メートル未満のものとする。

(行為の変更の届出)

第7条 法第16条第2項の規定による届出は、景観計画区域内行為変更届出書(第3号様式)に別表第1の右欄に掲げる図書及びその他市長が必要と認める書類のうち当該変更に係るものを添付して行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、前項の図書又は書類の添付の必要がないと認めるときは、これを省略させることができる。

(事前協議)

第8条 条例第13条第1項の事前協議(次項において「協議」という。)をしようとする者は、景観計画区域内行為事前協議申出書(第4号様式)を市長に提出しなければならない。

2 協議は、法第16条第1項又は第2項の規定による届出の30日前までにしなければならない。

3 市長は、条例第13条第4項の規定による指導をするときは、景観計画区域内行為事前協議指導通知書(第5号様式)により行う。

(国又は地方公共団体が行う行為に係る通知)

第9条 法第16条第5項後段の規定による通知は、景観計画区域内における行為の通知書(第6号様式)に、別表第4に掲げる図書及びその他市長が必要と認める書類を添付して行うものとする。

(景観形成基準の適合通知)

第10条 市長は、法第16条第1項又は第2項の規定による届出があった場合において、当該届出に係る行為が景観計画に定める景観形成基準に適合していると認めるときは、景観形成基準適合通知書(第7号様式)により通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による通知をしたときは、法第18条第1項に規定する行為の着手制限の期間を当該通知の日まで短縮するものとする。

(行為の完了の届出)

第11条 条例第15条の規定による届出は、景観計画区域内行為完了届出書(第8号様式)を提出して行うものとする。

2 前項の届出書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) 当該届出に係る行為を完了したことを示す写真
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書  
(勧告)

第12条 法第16条第3項の規定による勧告は、勧告書(第9号様式)により行うものとする。

(命令)

第13条 法第17条第1項の規定による命令は、変更命令書(第10号様式)により行うものとする。

(期間延長等の通知)

第14条 法第17条第4項後段の規定による通知は、期間延長通知書(第11号様式)により行うものとする。

(原状回復等の命令)

第15条 法第17条第5項の規定による命令は、原状回復等命令書(第12号様式)により行うものとする。

(勧告に従わない旨の公表)

第16条 条例第18条第1項の規定による公表は、次に掲げる事項について行う。

- (1) 個人にあつては氏名、法人にあつては名称及び代表者氏名
- (2) 個人にあつては住所、法人にあつては所在地
- (3) 勧告の要旨
- (4) その他必要な事項

2 条例第18条第1項の規定による公表をしようとするときは、当該公表に係る者に対し、公表通知書(第13号様式)によりその旨を通知するものとする。

3 条例第18条第2項の規定による通知及び意見陳述のための手続は、焼津市聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則(平成9年焼津市規則第27号)第3章の規定の例による。

4 条例第18条第1項の規定による公表を行ったときは、当該公表に係る者に対しその旨を通知するものとする。

(身分証明書)

第17条 法第17条第8項及び第23条第3項(法第32条第1項前段において準用する場合を含む。)の身分を示す証明書は、身分証明書(第14号様式)によるものとする。

(景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の通知)

第18条 法第21条第1項及び第30条第1項の規定による通知は、景観重要建造物(樹木)指定通知書(第15号様式)により行うものとする。

(告示事項及び標識の設置)

第19条 条例第19条第2項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 景観重要建造物又は景観重要樹木の指定番号及び指定年月日
- (2) 景観重要建造物の名称又は景観重要樹木の樹種
- (3) 景観重要建造物又は景観重要樹木の所在地

2 法第21条第2項又は法第30条第2項の規定による規則で定める標識には、前項各号に掲げる事項を記載するものとする。

(景観重要建造物等の現状変更許可の申請等)

第20条 法第22条第1項又は法第31条第1項の規定により現状変更の許可を受けようとする者は、現状を変更しようとする日の60日前までに、景観重要建造物(樹木)現状変更許可申請書(第16号様式)を提出しなければならない。

2 市長は、法第22条第1項及び第31条第1項の規定による許可を行ったときは、景観重要建造物(樹木)現状変更許可通知書(第17号様式)により通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定による申請があつた場合において、現状変更の許可をしないときは、景観重要建造物(樹木)現状変更不許可通知書(第18号様式)により通知するものとする。

(景観重要建造物等の現状変更行為の完了等の報告)

第21条 前条第2項の規定により現状変更の許可を受けた者は、当該許可に係る行為を完了し、又は中止したときは、景観重要建造物(樹木)現状変更行為完了・中止報告書(第19号様式)により速やかに市長に報告しなければならない。

(景観重要建造物等の原状回復等の命令)

第22条 法第23条第1項(法第32条第1項において準用する場合を含む。)の規定による命令は、景観重要建造物(樹木)原状回復等命令書(第20号様式)により行うものとする。

(原状回復等に係る届出)

第23条 法第23条第1項(法第32条第1項において準用する場合を含む。)の規定による命令を受けた者が当該原状回復等を行ったときは、景観重要建造物(樹木)原状回復等完了届出書(第21号様式)に原状回復等が完了したことを確認できる書類を添えて遅滞なく市長に届け出なければならない。

(景観重要建造物等の管理に関する命令又は勧告)

第24条 法第26条及び第34条の規定による命令は、景観重要建造物(樹木)管理命令書(第22号様式)により行うものとする。

2 法第26条及び第34条の規定による勧告は、景観重要建造物(樹木)管理勧告書(第23号様式)により行うものとする。

(景観重要建造物等の指定解除の通知)

第25条 法第27条第3項において準用する法第21条第1項及び第35条第3項において準用する法第30条第1項の規定による通知は、景観重要建造物(樹木)指定解除通知書(第24号様式)により行うものとする。

(景観重要建造物等の所有者の変更の届出)

第26条 法第43条の規定による届出は、景観重要建造物(樹木)所有者変更届出書(第25号様式)により行うものとする。

(景観重要公共施設の整備等に関する事前協議)

第27条 条例第21条第1項の協議は、景観重要公共施設の整備に係る事前協議書(第26号様式)に別表第5に掲げる図書及びその他市長が必要と認める書類を添付して行わなければならない。

2 条例第21条第2項の協議は、景観重要公共施設占用等許可事前協議書(第27号様式)に別表第5に掲げる図書及びその他市長が必要と認める書類を添付して行わなければならない。

3 市長は、条例第21条第2項の規定による協議の結果、協議のあった行為が景観計画に支障がないと認めるときは、景観重要公共施設占用等許可事前確認書(第28号様式)により通知するものとする。

(占用等の完了の届出)

第28条 条例第22条の規定による届出は、景観重要公共施設占用等行為完了届出書(第29号様式)に当該届出に係る行為を完了したことを示す写真及びその他市長が必要と認める図書を添付して提出するものとする。

2 市長は、条例第22条の規定による届出があった場合において、当該届出に係る行為が景観計画に支障がないと認めるときは、景観重要公共施設占用等行為完了確認書(第30号様式)により通知するものとする。

(景観資産の指定の告示)

第29条 条例第25条第3項の規定による告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 焼津市景観資産の名称及び所在地
- (2) 指定番号及び指定年月日

(景観まちづくり活動団体の認定等)

第30条 条例第28条第1項の規定による認定を受けようとする団体は、景観まちづくり活動団体認定申請書(第31号様式)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 活動地域を示す図面
- (2) 会員の氏名及び住所(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)を記載した名簿
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書

2 市長は、条例第28条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、その活動が良好な景観形成に資すると認めるときは、景観まちづくり活動団体認定通知書(第32号様式)により当該申請者に通知するものとする。

3 条例第28条第2項の規定による公表の内容は、景観まちづくり活動団体の名称、活動区域及び活動内容とする。

4 条例第28条第4項の規定による認定の取消しは、次の各号のいずれかに該当する場合に行うことができる。

- (1) 申請された活動が行われていない場合
- (2) 申請された活動内容と異なる活動をした場合
- (3) その他市長が良好な景観の形成に資するものと認めない活動をした場合

5 条例第28条第5項の規定による認定の取消しの通知は、景観まちづくり活動団体認定取消通知書(第33号様式)により行うものとする。

6 条例第28条第6項の規定による変更の届出は、景観まちづくり活動団体変更届出書(第34号様式)により行うものとする。

7 条例第28条第6項の規定による辞退の届出は、景観まちづくり活動団体辞退届出書(第35号様式)により行うものとする。

(景観審議会の会長及び副会長)

第31条 焼津市景観審議会(以下「審議会」という。)に、会長及び副会長をそれぞれ1人置き、審議会の委員(以下「委員」という。)の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会の会務を総括し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第32条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(会議の公開)

第33条 会議は、公開とする。ただし、会長又は委員の発議により、出席した委員の過半数をもって議決したときは、非公開とすることができる。

(審議会の庶務)

第34条 審議会の庶務は、条例を所管する課において処理する。

(委任)

第35条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成31年1月1日から施行する。

別表第1(第4条、第7条関係)

行為	図書の種類	明示すべき事項
法第16条第1項第1号から第3号までに規定する行為	位置図	方位及び行為地の付近見取図
	計画配置図	敷地の境界、建築物の位置及び緑化計画
	計画立面図及び断面図又は完成予想図	着色(各面の見付面積、仕上げ材の種類、各色の使用面積及びマンセル値)
	現況写真	行為地及びその周辺
条例第10条第1号及び第3号に規定する行為	位置図	方位及び行為地の付近見取図
	計画配置図	敷地の境界、建築物の位置及び緑化計画
	計画立面図及び断面図又は完成予想図	着色(各面の見付面積、仕上げ材の種類、各色の使用面積及びマンセル値)
	現況写真	行為地及びその周辺
条例第10条第2号に規定する行為	位置図	方位及び行為地の付近見取図
	計画配置図	敷地の境界、建築物の位置及び緑化計画
	現況写真	行為地及びその周辺
条例第10条第4号に規定する行為	位置図	方位及び行為地の付近見取図
	計画配置図	敷地の境界、建築物の位置及び緑化計画
	計画立面図及び断面図又は完成予想図	着色(各面の見付面積、仕上げ材の種類、各色の使用面積及びマンセル値)
	製品仕様書	規格値等
	現況写真	行為地及びその周辺

別表第2（第6条関係）

規模
次のいずれかに該当するもの (1) 建築物の高さが15メートル以下で、かつ延べ面積が1,000平方メートル未満のもの（増築する場合にあっては、増築後の高さ及び延べ面積） (2) 前号に該当しない建築物のうち、次に掲げるもの ア 増築、改築又は移転に係る部分の床面積の合計が10平方メートル以下のもの イ 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更に係る部分の面積が、各立面の外観に係る面積の5分の1未満のもの

備考 この表において「高さ」とは、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第6号の規定により算定したものをいう。

別表第3（第6条関係）

種類	規模
垣、さく、塀、擁壁その他これらに類するもの	次のいずれかに該当するもの (1) 高さ3メートル以下のもの（増築及び改築する場合にあっては、増築及び改築後の高さ） (2) 前号に該当しないもののうち、修繕等に係る部分の面積が、各立面の外観に係る面積の5分の1未満のもの
(1) アーケードその他これらに類するもの (2) 橋梁、高架道路、高架鉄道、横断歩道橋その他これらに類するもの	次のいずれかに該当するもの (1) 長さ20メートル以下のもの（増築及び改築する場合にあっては、増築及び改築後の長さ） (2) 前号に該当しないもののうち、修繕等に係る部分の面積が、各立面の外観に係る面積の5分の1未満のもの
(1) 煙突、排気塔その他これらに類するもの (2) 電柱、街灯、照明灯その他これらに類するもの (3) 広告塔、装飾塔、記念塔、物見塔、電波塔、送電鉄塔その他これらに類するもの (4) 高架水槽、冷却塔その他これらに類するもの (5) コースター、観覧車その他これらに類するもの (6) 風力発電設備その他これらに類するもの	次のいずれかに該当するもの (1) 高さ15メートル以下のもの（増築及び改築する場合にあっては、増築及び改築後の高さ） (2) 前号に該当しないもののうち、修繕等に係る部分の面積が、各立面の外観に係る面積の5分の1未満のもの
(1) コンクリートプラント、アスファルトプラントその他これらに類する製造施設 (2) 自動車車庫の用途に供する立体的施設 (3) 石油、ガス、セメント、穀物その他これらに類するものを貯蔵する施設（地下に貯蔵するものを除く。） (4) ごみ焼却場、汚物処理場その他これらに類する施設	次のいずれかに該当するもの (1) 高さ15メートル以下で、かつ築造面積が1,000平方メートル未満のもの（増築及び改築する場合にあっては、増築及び改築後の高さ） (2) 前号に該当しないもののうち、修繕等に係る部分の面積が、各立面の外観に係る面積の5分の1未満のもの
土地に自立して設置する太陽光発電設備その他これに類するもの	次のいずれかに該当するもの (1) 設置する区域の敷地面積が1,000平方メートル未満のもの (2) 前号に該当しないもののうち、修繕等に係る部分の面積が、各立面の外観に係る面積の5分の1未満のもの
この表に掲げるもののほか、良好な景観の形成を妨げるおそれがある工作物として市長が指定するもの	市長が別に定める

備考 この表において「高さ」とは、建築基準法施行令第2条第1項第6号の規定により算定したものをいう。

別表第4（第9条関係）

図書	
位置図	方位及び行為地の付近見取図
措置状況を記載した書類	国、静岡県等が色彩・デザイン指針、景観ガイドライン等で定める公共施設の整備に関する景観配慮事項に対する行為
計画立面図及び断面図又は完成予想図	着色（各面の見付面積、仕上げ材の種類、各色の使用面積及びマンセル値）
現況写真	行為地及びその周辺

別表第5（第27条関係）

図書	
位置図	方位及び行為地の付近見取図
措置状況を記載した書類	国、静岡県等が色彩・デザイン指針、景観ガイドライン等で定める公共施設の整備に関する景観配慮事項に対する行為
計画立面図及び断面図又は完成予想図	着色（各面の見付面積、仕上げ材の種類、各色の使用面積及びマンセル値）
現況写真	行為地及びその周辺



## 焼津市景観計画

発行日：平成 30 年 7 月

発 行：静岡県焼津市

編 集：焼津市 都市政策部 都市デザイン課

〒425-8502 静岡県焼津市本町 5-6-1（市役所アトレ庁舎 2 階）

TEL：054-626-2160 / FAX：054-626-2184

E-mail：toshidesign@city.yaizu.lg.jp



焼津市